

の出費をなしたる時の外財産として評價記載するを不可とす。次に創業費未經過費用未收利益等を本目録に記載すべきや否やに就ては復大に議論ある所にし、或學者は之等が眞の財産にあらずとの理由に依て本目録に記載するを不可となすも、營業繼續の場合に於て各事業年度の終に作成する財産目録には、之等をも亦營業財産として記載するを正當とす。又株式會社の場合に拂込未済株金に就ては、之が内部株主に對する權利たるに因り財産と認むべからずとの議論あるも、我商法は之を會社の權利と認むるが故、當然本目録に記載すべきなり。次に負債に就ては獨り絶對債務のみならず若し連帶債務、保證債務、手形償還債務等の所謂偶發債務を有する時には、之等をも亦本目録に記載するを要す。斯くて營業繼續の場合に調製する財産目録に記載さるゝ財産は、其内容及價格に於て貸借對照表に記載さるゝ所と一致するものとす。

第二節 財産目録と貸借對照表との差異

財産目録と貸借對照表とは次の三點に於て相違するものとす。

- (一) 貸借對照表は財政の表示たるに對し、財産目録は財産の表示なり。即ち前者は資産と負債及資本とを對照して財政狀況を簡明に現はすを目的とするが故、財産を個別的に表示せず同種類同性質のものは包括的に表示するに對し、後者は財産の内容實質を現はすを目的とするが故、財産を個別的に表示するなり。從て貸借對照表が借方と貸方との差額を損益として現はし數字的に貸借を相平均せしむるに對し、財産目録は資産と負債とを相平均せしむるを要せず。
- (二) 貸借對照表と財産目録とは前述の如く單に財産表示の形式に於て異なるのみならず、其記載事項の範圍に就ても亦相違あり。即ち貸借對照表が貸借を平均せしむる爲め法律上の負債の外、尙簿記にて准負債と看る事業の事業主に對する責務たる資本金、積立金、利益金及缺損金等をも掲ぐるに對し、財産目録には之等資本勘定を記載せず。蓋し之等は法律上財産にあらずればなり。
- (三) 貸借對照表は元帳決算の結果に依て、或は又直接に殘高試算表と棚卸表とを基礎として作らるゝものたるに對し、財産目録は棚卸表の完全なるものなるが故、之は實地に各財産を棚卸評價して作成せらるゝものたり。故に前者を基礎と

して後者を作り得ざるも後者は前者の調製に必要な材料を供するなり。

第三節 財産目録の調製法

前述の如く財産目録は財政の表示にあらずして財産の表示なるが故、各種財産の内容實質を個別的に記載するを要し、例へば建物に就ては各建物の構造用途及建坪等を表示し、又商品に就ては各種類毎に其數量單價等を表示し、又手形に就ては各手形の満期日及支拂人等を表示するが如し。故に本目録の調製につき各種財産に係る内容的資料は、之を試算表につき求むる能はずして、専ら棚卸表及關係補助帳簿の記録に據るべきものとす。上巻にて説明せしが如く、棚卸表は性質上財産目録と同じきが故此表に一切の資産負債が洩れなく掲げられ居れば之に對し財産目録と命名し得るも、普通簿記にて作成する棚卸表には、其數量の實地調査を要する財産又價額の再評價を要する財産のみが記載せられ、斯る必要なき資産負債は普通此表に記載されざるが故、棚卸表を以て直に財産目録と看做す能はず。然れども前者が後者の調製につき其資料の大部分を供するや明かなり。

第四章 貸借對照表

貸借對照表とは一定時に於ける事業の財政状態を現はすものにして、殘高試算表を基礎とし之に棚卸表に於ける棚卸整理事項を加味して調製せらるゝなり。或は又總勘定元帳に決算締切手續を施したる後、資産負債及資本に係る諸口座の次期繰越額を集め調製することをも得るなり。

第一節 貸借對照表の本質

- (一) 此表は一定時の財政状態を現はすものにして、損益計算表の如く一營業年度の全期間に亘るものにあらず。故に損益計算表には普通其上部に自何年何月何日至何年何月何日なる文字が記載されあるに對し、此表の上部には何年何月何日現在貸借對照表と記載され居るを常とす。
- (二) 此表の目的は一定時の財政状態を一見明瞭に表示するにあるが故、總ての財産を洩れなく記載すると同時に之等を簡潔に表示するを要す。故に資産負債を

此表に記載するには同種類同性質のものは總括的に現はし、其内譯は財産目録に譲るべきものとす。

(三) 各資産には最も公平正當なる價格を附して記載するを要す。凡そ此表が財政状態を如何なる程度迄正確に現はすかは、主として之に記載する各資産の評価が如何なる程度迄公平正當なるかに係るものにして、財産評價問題は此表に重大密接の關係を有するものとす。

(四) 此表には負債を洩れなく記載するを要し、獨り絶對債務のみならず保證債務及手形償還債務の如き偶發債務をも亦表示するを要す。蓋し多額の偶發債務を有する時には之が財政に重大なる關係あること、例へば巨額の手形が裏書され居る時之が不渡となり償還を要するが如き場合に徴し明かなり。唯、此種偶發債務は通常元帳に記載され居らざるが故之等を此表に記載するには表の欄外に幾何額の債務が保證され又は手形が裏書され居るかの事實を備考的に記載する方法に依るものとす。

(五) 此表には一定時の財政に係る總ての事實を表示せざるべからず。故に未經過

費用未經過利益等所謂繰延資産及繰延負債をも亦之に記載するを要す。

第二節 貸借對照表の調製法

貸借對照表の目的は一定時の事業財政を正確明瞭に現はすにあり。而して此表が斯く財政を正確に現はすことは、専ら之に掲ぐる財産の評価が正しきや否やに係るも、財政を明瞭に現はすことは其調製に當り之に掲ぐる項目の分類排列法如何が大に關係を有するものとす。即ち此表に資産負債に係る項目を掲ぐるに當り、之等を唯、雜然と排列する時は大規模複雑なる財政は決して明瞭ならざるべし、之に反し之等項目を適當に分類排列して調製する時には、常に其財政を明瞭となすのみならず、之に依て其財政に關する種々の事實を知るを得べし。

此表に記載する項目の分類法は事業の性質に因り多少相違あるも、各種の會計を通じ普通に行はるゝは、資産と負債とを共に固定・流動・及繰延の三種に分類するにあり。固定資産とは土地建物・機械器具等事業に投せる資本を代表し營業繼續中は現金に換價し得ざるもの、又固定負債とは社債其他長期の借入金にして、固定

資産と對應排列上資本金をも亦此分類に加ふる場合多し。次に流動資産とは賣掛代金・受取手形商品等營業繼續中自然に現金に變ずるもの、又流動負債とは買掛代金・支拂手形等短期間に支拂を要するものたり。次に繰延資産とは未經過保險料の如き費用が一時資産視されたるもの、又繰延負債とは前取利息の如き収益が一時負債視されたるものなり。次に資本の分類に就ては積立金中損失填補に係るものと利益留保に係るものとを區別し、又減價償却準備金貸倒準備金の如き所謂評價勘定は寧ろ關係資産より差引として表示するを可とす。而して之等分類の下に財産及資本に係る項目を此表に排列するに當つては、成るべく固定資産と固定負債とを對應せしめ、以て拂込資本及長期借用資本が主として如何なる資産に放資され居るかを現はし、又流動資産と流動負債とを對照して事業の債務辨濟力及兩者の差額たる運轉資金を算出するに便ならしむべし。今次に斯る分類排列法の下に調製されたる貸借對照表の一例を掲ぐべし。

第何期貸借對照表 (何年何月何日現在)

(固定資産)		(固定負債)	
建 物	xx	資 本 金	xxx
(一)減價準備金	xx xxx	抵當付借入金	xxx
什 器	xxx		xxx
	xxx		
(流動資産)		(流動負債)	
現 金	xxx	未 拂 費 用	xxx
受 取 手 形	xxx	支 拂 手 形	xxx
賣 掛 代 金	xx	買 掛 代 金	xxx
(一)貸倒準備金	xx xxx		xxx
	xxx		
(繰延資産)		(積立金)	
未經過保險料	xxx	法 定 積 立 金	xxx
未經過地代	xxx	別 途 積 立 金	xxx
	xxx		xxx
	xxx		
		(利益金)	
		前 期 繰 越 金	xxx
		當 期 利 益 金	xxx
			xxx
	xxxx		xxxx

第五章 損益計算表

貸借對照表が一定時の財政狀況を現はすに對し、損益計算表は一期間の營業成績を現はすものにして、兩者は密接の關係を有し、前表に當期利益金として表示される金額は、後表に於て之が如何にして獲られたるかを詳細に解剖表示するなり。故に事業の財政に關する完全なる智識は、兩表を併せ觀察することに依り得らるゝものとす。

第一節 損益計算表の調製法

損益計算表の目的は之に依て單に一期間の損益發生關係及純損益高を知るに止まらずして、尙又其營業は次第に進歩發展しつゝありや或は反對に退歩衰微しつゝあるかを知るを要し、更に又之に依て事業の如何なる部局に節約すべき冗費あり、又如何なる個處に事業の弱點あるかを知り將來如何にせば其營業利益金を増加し得るやを考査するの材料となさざるべからず。併かも大規模複雑なる事

業の損益計算表を作成するに當り、殘高試算表及棚卸表に於ける損益項目を單に一表へ雜然列記せる丈にては、上述の如き目的を果たす能はず。故に本表を以て經營上充分有用たらしむるには之を一層組織的又技工的に調製するを要し、之が爲めには此表を數多に區分し、全體の損益項目を其種類性質に因り適當に分類して、相互に關聯ある収益費用を同一區分に對照表示するを可とす。而して斯る區分法には種々あるも、今其一例を次に示せり。次表に於て第一區分には右方の賣上高に對し左方に賣上原價と販賣費とを記載して販賣利益金を現はし、第二區分には第一區分の結果たる販賣利益と其他の營業利益とを一般經費に對照して營業利益金を算出す。次に第三區分には第二區分の結果たる營業利益金と資本に係る損益及貸倒金の如き純損失とを記載して當期純利益を見出し、第四區分には右方に當期利益金及前期繰越金を記入し、左方に之等利益金が如何に處分されたるかを現はすなり。

ば之れ經營の不成績を語るものにして、其原因が仕入伎倆の缺陷にあるか、又は賣上相場の低落にあるか、又は販賣費の増加にあるか、更に又其他の事由に基づくかを調査するを要す。

(四) 營業費は之を販賣費と事務費とに大別することを得て、販賣費は大體賣上高に比例して増減し事務費は否らずして固定性を有するなり。之等兩種の費用が賣上高に對する割合を各年度の損益計算表につき計算比較すべし。若し其割合が漸次低下する時は之れ經營の良成績を證し、反對に昂騰する時は之れ經營の不成績を證すものにして、其原因を糺さざるべからず。

(五) 事業の收益率を算出するには、其利益金が拂込資本金に對する割合を以てするは正當にあらずして、利益金が拂込資本金へ積立金繰越金等は迄の利益留保額を加へたる正味財産高に對する割合を以てするを正當とす。

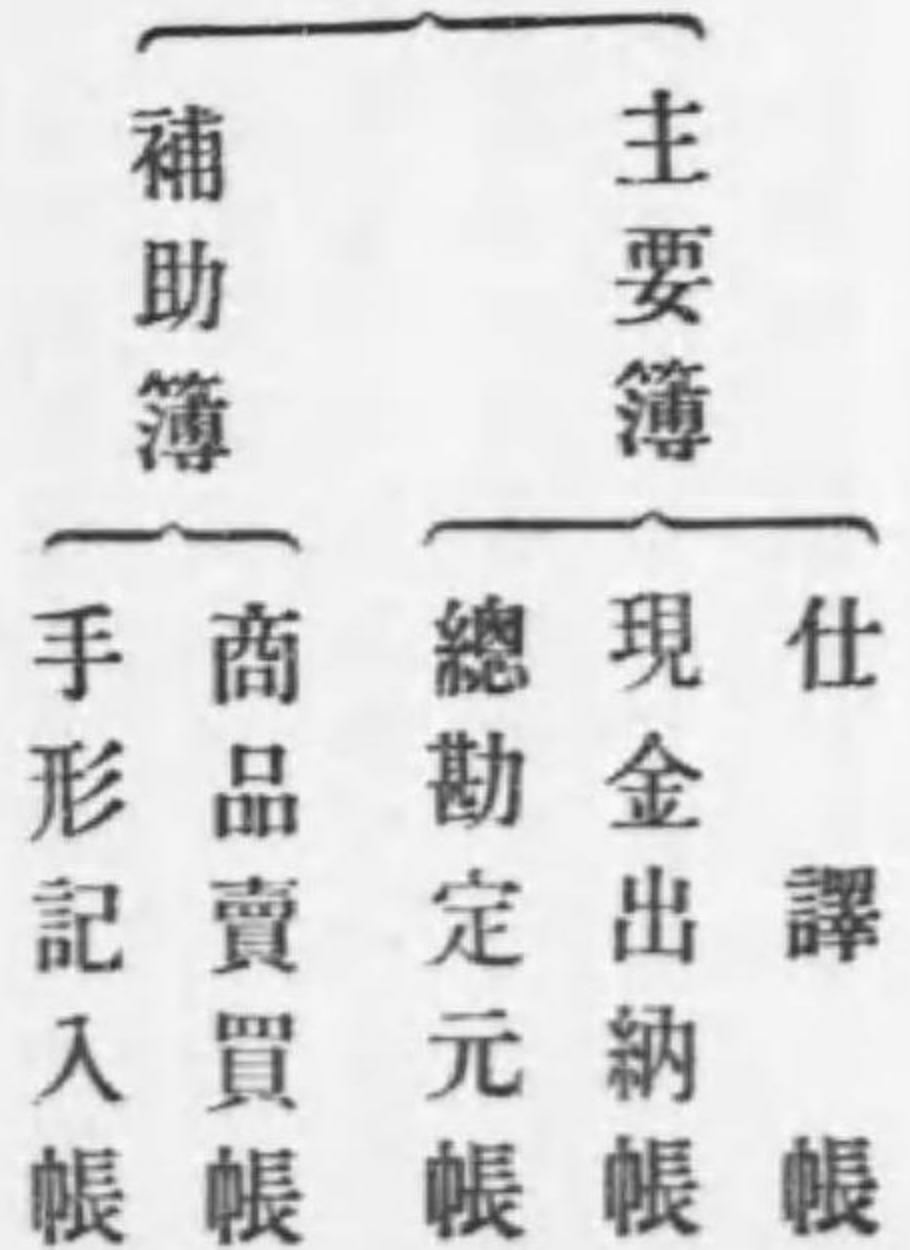
復習問題

- (1) 財産目録に記載すべき事項如何
- (2) 財産目録の調製法及之と棚卸表との關係を問ふ
- (3) 貸借對照表と財産目録との差異如何
- (4) 貸借對照表の本質に係る事項を列擧すべし
- (5) 貸借對照表と損益計算表との各職分及兩表の關係如何
- (6) 損益計算表を見るに當り注意すべき事項を列擧すべし
- (7) 大規模複雑なる事業の貸借對照表は如何なる様式に調製すべきや
- (8) 大規模複雑なる事業の損益計算表は如何なる様式に調製すべきや

第七編 記帳例題

第一例題

帳簿組織



- 一、總勘定元帳は殘高欄を有するものを使用すべし
- 一、商品賣買帳の様式は六七頁所載積送品元帳の様式に同じ
- 一、當例題にては商品勘定を分割せざる事

三月一日 次の資産負債を以て記帳を開始す

- 一、現金 金參千參百參拾五圓也
- 一、商品 内地白砂糖 貳百樽 貳拾圓替 金四千圓也
- 一、什器 電話金庫其他器具數點 金七百八拾圓也
- 一、支拂手形 二月二十日附本月二十日限、當店振出、山川商店宛 約束手形第九號 金壹千七百拾五圓也

註、此取引は全部仕譯帳に記入し現金勘定は仕譯帳より現金出納帳に轉記し置く事

三日 菓子商風月堂へ次の通り現金にて賣渡す

- 一、内地白砂糖 八拾樽 貳拾壹圓替 金壹千六百八拾圓也

五日 合名會社、大倉組より來る十日頃到着の豫定なる汽船臺南丸積砂糖次の通り船荷證券にて買入れ、代金の内貳千五百圓也は本日現金にて支拂ひ、殘額は貨物到着の際支拂の約定とす

- 一、臺灣白砂糖 貳百五拾俵 拾八圓替 金四千五百圓也
- 註、代金未拂分は未拂金勘定にて處理する事

七日 天野商店へ次の通り賣渡す

一、内地白砂糖 百貳拾樽 貳拾壹圓替 金貳千五百貳拾圓也

此代金は内貳千圓也に對し本日附來る十七日限天野商店振出平井商店引受爲替手形第八號を受入れ、殘額現金にて受取る

十日 汽船臺南丸到着去る五日大倉組より船荷證券にて買入れたる臺灣白砂糖貳百五拾俵引取をなし、右陸揚より倉入迄の諸掛一俵に付金參拾

錢の割にて金七拾五圓也現金にて支拂ふ

同日 大倉組へ前記砂糖買入代金未拂額金貳千圓也現金にて支拂ふ

十二日 福島野村商店へ委託販賣の爲め次の通り積送す

一、臺灣白砂糖 二百俵 拾八圓參拾錢替 金壹千八百參拾圓也

右積送諸入費金貳拾五圓也現金にて支拂ふ

十七日 去る七日天野商店より受入れたる同店振出平井商店引受爲替手形本日滿期取立をなし此金額貳千圓也現金にて受取る

二十日 去月二十日附、當店振出、山川商店宛約束手形滿期取立を受け此金額壹

千七百拾五圓也現金にて支拂ふ

廿一日 荒木商店へ次の通り賣渡す

一、臺灣白砂糖 百俵 貳拾圓替 金貳千圓也

此代金に對しては本日附一ヶ月後限、荒木商店宛爲替手形を振出し同店をして引受をなさしめたる上、東京銀行にて之が割引をなし手取金現金にて受取る、割引日步貳錢參厘、日數三十日、此割引料金拾參圓八拾錢也

註、此取引は一旦手形金額丈現金にて受入れ、然る上割引料丈現金にて支拂ひたるものと見て、現金出納帳の貸借双方に記入し、仕譯帳には記入せざるこ

廿二日 明治製糖會社より次の通り買入る

一、内地白砂糖 參百樽 拾九圓五拾錢替 金五千八百五拾圓也

此代金次の通り支拂ふ

一、本日附一ヶ月後限、當店振出約束手形第十號 金參千圓也

一、現金 金貳千八百五拾圓也

廿三日 神戸金子商店より委託販賣のため爪哇咖啡六千斤を鐵道便にて積送し來り、右引取車力賃金貳拾八圓也、現金にて支拂ふ

廿五日 松木商店へ次の通り賣渡す

一、内地白砂糖 貳百樽 貳拾壹圓替 金四千貳百圓也

廿七日 此代金は内貳千參百圓也に對し本月十日附來月十日限、中村商店振出、松木商店宛約束手形を裏書讓受け、殘額壹千九百圓也、現金にて受取る

福島野村商店より當店積送品臺灣白砂糖百俵仕切狀を郵送し來る、此手取金壹千九百八拾圓也、右は仕切狀と共に安田銀行宛送金爲替にて受取り同行に呈示支拂を受く

廿九日 明治屋へ次の通り金子商店委託品を現金にて賣渡す

一、爪哇咖啡 六千斤 百斤 四拾圓替 金貳千四百圓也

同日 金子商店委託品賣上濟仕切をなす、仕切狀次の通り

一、爪哇咖啡六千斤賣上高 金貳千四百圓也

諸掛

一、車力賃 金貳拾八圓也

一、手数料 賣上高の貳分五厘 金六拾圓也

合計 金八拾八圓也

差引手取金 金貳千參百拾貳圓也

手取金は東京銀行にて神戸拂送金爲替を取組み仕切狀と共に郵送し、右爲替金額現金にて支拂ふ

卅一日 本月分諸入費次の通り現金にて支拂ふ

一、雇人給料賄費 金百參拾圓也

一、家賃 金百圓也

一、雜費 金八拾五圓也

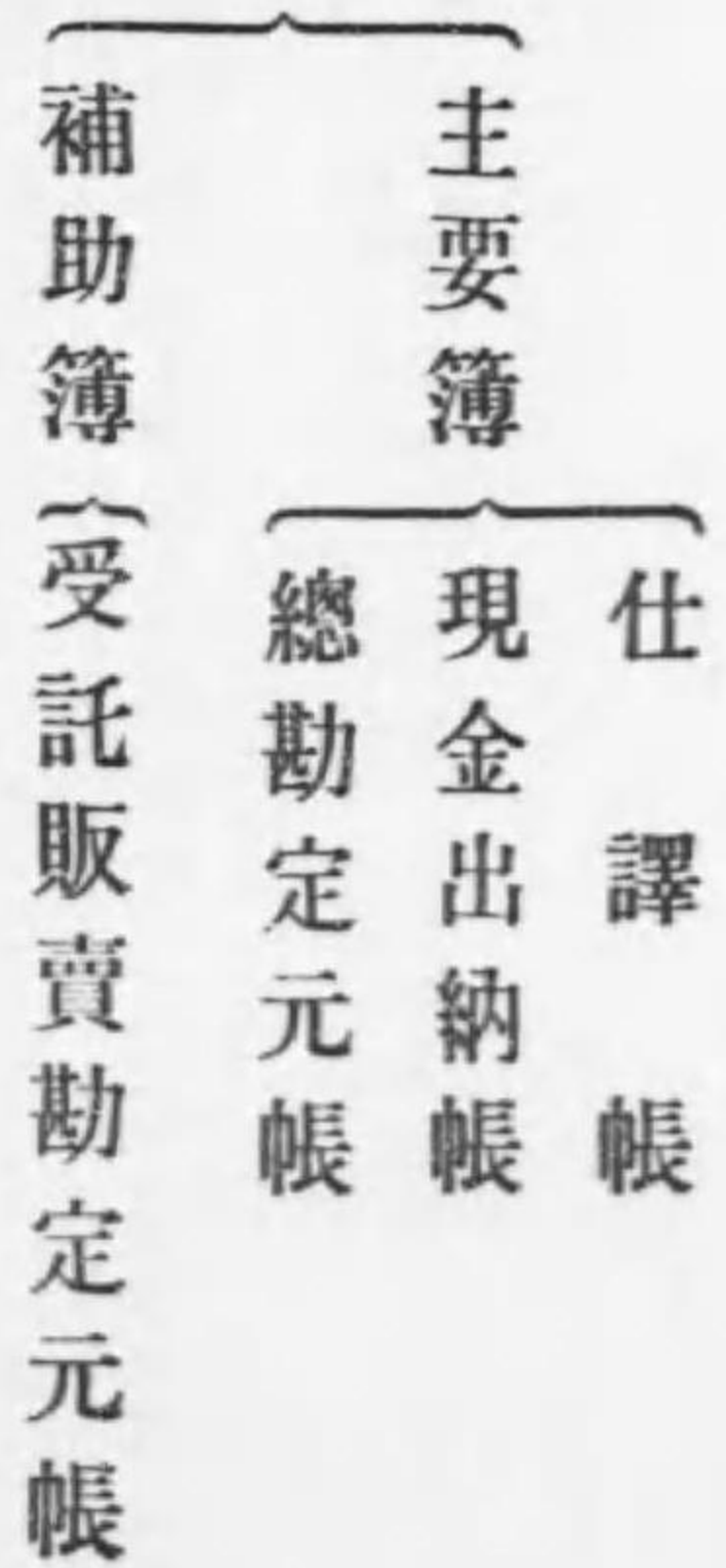
合計 金參百拾五圓也

卅一日 本日決算を行ふ棚卸次の通り

一、賣殘商品棚卸

第二例題

帳簿組織



- 一、現金出納帳は貸借双方に現金及當座預金の二欄を備ふる所謂
- 二、桁現金出納帳を使用する事
- 一、總勘定元帳に於ては各受託品を一個の受託販賣勘定にて統轄處理し、其内譯は受託販賣勘定元帳にて委託者毎に口座を設け記録する事

四月一日 營業地、横濱 營業、海產物商兼問屋業
次の資産負債を以て記帳を開始す

- 一、現金 金參百圓也
- 一、横濱正金銀行當座預金 金六千八百圓也
- 一、營業用建物 木造家屋一棟 金八千五百圓也
- 一、營業用什器 電話其他器具 金八百圓也
- 一、商 品 錫 參萬斤 百斤貳拾圓替 金六千圓也
- 一、支拂手形 本月十四日滿期、中井商店受取、當店引受爲替手形 金貳千四百圓也
- 二日 函館松前商店より委託販賣の爲め汽船室蘭丸にて積送し來る
一、海參 壹百箱(百斤入) 此運賃及陸揚引取費金七拾八圓也現金にて支拂ふ
- 四日 支那商人東同泰へ次の通り賣渡し代金は正金銀行宛小切手にて受取り、同行へ當座預金となす

- 五日 函館物産會社より豫て注文し置きたる昆布次の通り到着す
 一、昆布 壹千俵(二百斤入) 百斤參圓替 金六千圓也
 此代金に對し同會社より横濱銀行へ荷爲替を取組み來り、本日右荷爲替手形を小切手にて支拂ひ船荷證券受入れ貨物引取をなす。右陸揚より入庫迄の諸掛一俵拾錢の割にて金百圓也現金にて支拂ふ
- 七日 大連、増田商會へ組合販賣のため次の通り積送す、損益等分の約定
 一、昆布 五百俵 此原價金參千〇五拾圓也
 右積送諸入費金六拾五圓也現金にて支拂ふ
- 八日 横濱正金銀行より當座預金五百圓也現金にて引出す
- 九日 渡邊商店へ次の通り松前商店委託品一部を賣渡し、代金は茂木銀行宛小切手にて受取り正金銀行當座預金となす
 一、海參 參拾箱 參拾八圓替 金壹千百四拾圓也
- 十日 長崎、松田商店へ委託販賣の爲め次の通り積送す

- 一、錫 壹萬斤 此原價金貳千圓也
 右積送諸入費金五拾七圓也現金にて支拂ふ
- 十三日 支那商人、同源泰へ松前商店委託品殘部を賣渡し、此代金香港上海銀行宛小切手にて受取り正金銀行へ當座預金となす
 一、海參 七拾箱 參拾七圓五拾錢替 金貳千六百貳拾五圓也
 松前商店委託品賣捌済に付精算をなす、仕切狀次の通り
 一、海參壹萬斤賣上高 金參千七百六拾五圓也

諸掛

- 一、運賃及陸揚費 金七拾八圓也
 一、倉敷料 金貳拾圓也
 一、雜費 金貳圓也
 一、手數料 賣上高の二分 金七拾五圓參拾錢也

合計

- 金百七拾五圓參拾錢也
 差引手取金 金參千五百八拾九圓七拾錢也

十四日 右手取金は銀行送金爲替にて郵送し爲替金額小切手にて支拂ふ
中井商店へ次の通り賣渡す

一、昆布 四百俵(二百斤入) 參圓五拾五錢替 金貳千八百四拾圓也
此代金は本日満期日なる同店受取當店引受爲替手形金貳千四百圓也
と相殺し、差額現金にて受取る

十五日 小樽、平尾商店より委託販賣の爲め汽船小樽丸にて積送し來る
一、魚油 壹千樽

十七日 右運賃及陸揚引取費金六百七拾五圓也現金にて支拂ふ
マンデルソン商會へ次の通り平尾商店委託品一部を賣渡し、此代金第
百銀行宛小切手にて受取り正金銀行へ當座預金となす

十八日 一、魚油 五百樽 五圓替 金貳千五百圓也
房州、森山商店より委託販賣の爲め汽船館山丸にて積送し來る
一、乾鮑 百箱(百斤入)
右貨物には森山商店より横濱銀行へ金四千圓也の荷爲替を取組み來

廿三日 一、魚油 五百樽 五圓替 金貳千五百圓也
同日 平尾商店委託品賣捌濟に付精算をなす、仕切狀次の通り
一、魚油 壹千樽賣上高 金五千〇五拾圓也
諸掛
一、運賃及陸揚費 金六百七拾五圓也
一、倉敷料 金九拾六圓也

廿五日 山崎商店へ次の通り平尾商店委託品殘部を賣渡し、此代金に對し本日
附日附後一ヶ月限同店振出約束手形を受取る

同日 一、魚油 五百樽 五圓替 金貳千五百圓也
平尾商店委託品賣捌濟に付精算をなす、仕切狀次の通り
一、魚油 壹千樽賣上高 金五千〇五拾圓也
諸掛
一、運賃及陸揚費 金六百七拾五圓也
一、倉敷料 金九拾六圓也

一、雜費

金四圓也

一、手数料 賣上高の二分

金百〇壹圓也

合計

金八百七拾六圓也

差引手取金

金四千百七拾四圓也

平尾商店へ仕切狀郵送し手取金は當店へ預りとす

註、平尾手取金に就ては受託販賣勘定を未拂金勘定に振替へ置く事

廿七日

長崎、松田商店より當店積送品仕切狀と共に此手取金貳千百八拾八圓也送金爲替にて受入れ正金銀行へ當座預金となす

廿八日

去る二十日横濱銀行に對し引受をなせる森山商店振出、當店宛荷付爲替手形金四千圓也本日滿期支拂の旨正金銀行より通知あり

廿九日

横濱正金銀行より當座預金五百圓也現金にて引出す

三十日

本月分諸入費次の通り現金にて支拂ふ
一、倉敷料 金貳百參拾圓也
一、雜費 金貳百七拾八圓也

三十日

大連、増田商會より豫て組合販賣の爲め同商會へ積送し置きたる昆布五百俵賣上計算書到着す、計算書次の通り

一、昆布五百俵賣上高

金參千八百五拾圓也

原價及諸掛

一、原價

金參千〇五拾圓也

一、當店支拂積送諸入費

金六拾五圓也

一、増田商會支拂販賣諸入費

金貳百貳拾五圓也

一、増田商會手数料賣上高の二分

金七拾七圓也

合計

金參千四百拾七圓也

差引純益金

金四百參拾參圓也

右純益額を等分し當店手取金參千參百參拾壹圓五拾錢也

註、手取金に就ては組合勘定を未收入金勘定に振替へ置く事

同日 本日決算を行ふ棚卸次の通り

第三例題

仕 入 帳	仕 入 先 元 帳
仕 譯 帳	得 意 先 元 帳
賣 上 帳	
現金出納帳(當座預金出納帳)	
總勘定元帳	

- 一 現金出納帳には借方に賣掛代金、貸方に買掛代金なる特別欄を設くる事。
- 一 商品勘定を分割し、仕入及返送分は仕入勘定にて、賣上及戻り分は賣上勘定にて、又期首及期末の棚卸分は棚卸勘定にて處理する事。
- 一 仕入先及得意先に對する掛貸借はそれごとく買掛代金及賣掛代金にて統轄處理し、取引先個々の貸借關係を補助元帳にて明かにする事。

五月一日

營業地、神戸 營業、棉花商

森善藏及泉悦吉の兩名互に次の通り出資して合名會社旭商會を組織し、設立登記の上營業を開始す、損益は出資額に應じ分配の約定とす

- 社員森善藏出資
 - 一 横濱正金銀行神戸支店當座預金 金壹萬四千圓也
 - 一 營業用建物 洋館一棟見積價額 金壹萬圓也
 - 一 營業用什器 電話其他器具見積價額 金壹千圓也
 - 社員泉悦吉出資
 - 一 横濱正金銀行神戸支店當座預金 金九百圓也
 - 一 甲號五分利付整理公債證書額面壹萬圓、時價金九千五百圓也
 - 一 大阪商船株式會社々債券々面額貳萬圓也
- 時價九拾八圓替 金壹萬九千六百圓也
- 同日 創業費金八拾七圓也小切手にて支拂ふ
- 二日 建物及什器に火災保險を附し、保險料一ヶ年分金參百圓也小切手拂

同日 本月分雜費支拂の爲め金參百圓也用度係へ小切手にて前渡す

註、小拂資金勘定を以て處理すべし

三日 三井物産會社より次の通り掛にて買入る

一、印度棉花 百五拾俵(三百斤入) 百斤貳拾七圓替

金壹萬貳千百五拾圓也

六日 大阪三浦商店へ次の通り掛にて賣渡す

一、印度棉花 五拾俵(三百斤入) 參拾圓替 金四千五百圓也

七日 名古屋伊藤商店より組合販賣の爲め次の通り積送し來る、損益は伊藤商店三、當社二の割合にて分擔の約定(第一組合勘定)

一、名古屋紡績右二十手 參拾捆 此原價金六千九百圓也

右汽車運賃及引取諸掛一捆金四圓の割にて金百貳拾圓也小切手拂

十日 三井物産會社へ棉花買掛代金に對し次の通り支拂ふ

一、本日附來る三十一日限當社振出約束手形 金五千圓也

一、正金銀行宛當座小切手 金七千百五拾圓也

十二日 所有公債證書賣渡し此代金受取り正金銀行へ當座預金となす

一、甲號五分利付整理公債證書額面壹萬圓也

九拾七圓替 金九千七百圓也

註 賣渡代價と元入原價との差額貳百圓は有價證券賣買損益勘定にて處理する事

十三日 大川商店へ次の通り掛にて賣渡す

一、印度棉花 百俵(三百斤入) 參拾圓五拾錢替 金九千百五拾圓也

十四日 大川商店より前記賣渡商品の内次の通り返還し來る

一、印度棉花 參拾俵 參拾圓五拾錢替 金貳千七百四拾五圓也

註 此取引は賣上帳に朱記し元帳へは賣上の場合と反對の轉記をなす事

十五日 鈴木商會より次の通り掛にて買入る

一、上海棉花 參百俵(百八拾斤入) 貳拾參圓替

金壹萬貳千四百貳拾圓也

十七日 東京柴田商店へ組合販賣の爲め次の通り積送す、損益は當社二、柴田商

店一の割合にて分擔の約定 (第二組合勘定)

一、上海棉花 百俵(百八拾斤入) 原價金四千百四拾圓也
右積送諸入費金七拾六圓也小切手にて支拂ふ

註 組合品として積送りたる商品は販賣にあらざる故、賣上帳に記入せず仕
譯帳へ借方組合勘定、賣方仕入勘定なる仕譯の下に記入する事

二十日 三重紡績會社より米棉花貳萬斤買付の委託を受け、右手附として金壹
千圓也送金爲替にて受取り正金銀行へ當座預金とす
註 受入手附金は三重紡績委託買付勘定にて處理すべし

廿一日 大川商店より賣掛代金五千圓也受取り正金銀行へ當座預金となす

廿三日 四日市沼野商店へ次の通り賣渡し本日鐵道便にて積送す

一、印度棉花 參拾俵(三百斤入) 參拾圓替 金貳千七百圓也
一、上海棉花 四拾俵(百八拾斤入) 貳拾六圓替 金千八百七拾貳圓也
右汽車賃金八拾四圓也小切手にて立替拂をなす

廿四日 鈴木商會へ買掛代金八千圓也小切手にて支拂ふ

廿五日 淺野商店へ次の通り伊藤商店との組合品(第一組合勘定)を賣渡し此代
金受取り正金銀行へ當座預金となす

同日 第一組合勘定の精算をなす、計算書次の通り
一、名古屋紡績右二十手 參拾圓 貳百六拾圓替 金七千八百圓也
一、名古屋紡績參拾圓賣上高 金七千八百圓也

原價及諸掛

一、原價 金六千九百圓也
一、運賃及引取費 金百貳拾圓也
一、倉敷料 金拾九圓也
一、手數料 賣上高の二分 金百五拾六圓也

合計 金七千百九拾五圓也
差引純益金 金六百〇五圓也

右純益金は當社二、伊藤商店三の割合にて分配し、伊藤商店手取金七千
貳百六拾參圓也送金爲替にて郵送し右爲替金額小切手にて支拂ふ

廿七日 野澤商會より次の通り掛にて買入る、但し内四拾俵は三重紡績會社委託買付品として買入る

一、米棉花 百俵(五百斤入) 參拾五圓替 金壹萬七千五百圓也

廿八日 三重紡績會社へ前記買付棉花を積送す、買付勘定書次の通り

一、米棉花四拾俵(五百斤入) 參拾五圓替 金七千圓也

諸掛

一、雜費 金五圓也

一、手数料 買入高の二分 金百四拾圓也

合計

金七千四百四拾五圓也

金六千四百四拾五圓也

手附金壹千圓差引勘定尻

廿九日 大阪紡績會社へ次の通り掛にて賣渡す

一、上海棉花百二十俵 (百八十斤入) 貳拾六圓替

金五千六百拾六圓也

三十日 野澤商會へ買掛代金壹萬圓也小切手にて支拂ふ

同日 次の通り賣掛代金の回收をなし正金銀行へ當座預金となす

一、三浦商店より回收額 金貳千圓也

一、沼野商店より回收額 金貳千五百圓也

一、大阪紡績會社より回收額 金參千圓也

卅一日 本月十日附當社振出三井物産會社宛約束手形金五千圓也本日滿期支拂の旨正金銀行より通知あり

同日 倉庫會社へ本月分倉敷料金百五拾圓也小切手にて支拂ふ

同日 本月分給料金參百八拾六圓也小切手にて現金引出し支拂ふ

同日 用度係より本月分雜費支拂高金貳百七拾八圓也の報告あり、因て更に同金額を小切手にて補給す

註 小拂資金勘定を雜費勘定に振替へ更に同金額丈小拂資金に對し小切手にて支出ありたる如く仕譯する代りに、支拂報告額丈直接、雜費に對し小切手にて支出せし如く仕譯する事

同日 本日決算を行ふ棚卸、次の通り

第三例題決算表

第七編 記帳例題 第三例題	勘定科目	試算表		損益勘定	貸借対照表		
		借方	貸方		借方	貸方	借方
	森善蔵資本金		25,000.00				25,000.00
	泉悦吉資本金		30,000.00				30,000.00
	當座預金	45,900.00	39,194.00			6,706.00	
	小拂資金	300.00				300.00	
	有價証券	29,100.00	9,500.00	19,600.00		19,600.00	
	賣掛代金	23,922.00	15,245.00			8,677.00	
	營業用建物	10,000.00		9,950.00	50.00	9,950.00	
	營業用什器	1,000.00		980.00	20.00	980.00	
	第一組合勘定	7,800.00	7,800.00				
	第二組合勘定	4,216.00				4,216.00	
	三重貯蓄貯蓄金	7,145.00	1,000.00			6,145.00	
	支拂手形	5,000.00	5,000.00				
	買掛代金	30,150.00	42,070.00				11,920.00
	仕入勘定	35,070.00	4,140.00				
	賣上勘定	2,745.00	23,838.00		*2,319.00		
	棚卸勘定			12,156.00		12,156.00	
	保険料	300.00		275.00	25.00	275.00	
	創業費	87.00				87.00	
	有價証券買取		200.00		200.00		
	雑費	278.00	5.00	273.00			
	倉敷料	150.00	19.00	131.00			
	手敷料		296.00		296.00		
	給料	386.00		386.00			
	組合損益		242.00		242.00		
	貸倒準備金			500.00			500.00
		203,549.00	203,549.00	43,461.00			
			純利益	1,672.00			1,672.00
				3,057.00	3,057.00	69,092.00	69,092.00

*純売上高より売上原價を差引きたる
売上利益額

二二五

一、賣殘商品棚卸
 上海棉花四拾俵百八十斤入 貳拾參圓替 金壹千六百五拾六圓也
 米棉花 六拾俵(五百斤入) 參拾五圓替 金壹萬〇五百圓也
 合計 金壹萬貳千五百五拾六圓也

一、有價証券の評價(原價通)
 大阪商船會社々債券貳萬圓 九拾八圓替 金壹萬九千六百圓也
 一、建物及什器の減價償却
 建物に對し金五拾圓、什器に對し金貳拾圓の減價償却をなす

一、貸倒準備金
 賣掛代金殘額に對し金五百圓の貸倒準備金を設く

一、未經過費用
 支拂保險料の内金貳百七拾五圓也は未經過に付當期損益計算より除外する事

第四例題

當例題は第三例題の營業を繼續するものなるが故、帳簿組織は前例題に同じ

六月一日 前期利益金壹千六百七拾貳圓也を次の通り處分す

- 一、創業費消却 金八拾七圓也
- 一、積立金 金四百圓也
- 一、社員配當金 金壹千圓也
- 一、後期へ繰越 金百八拾五圓也

註 前期末に純利益たる損益勘定の殘高は前期損益勘定に振替へられ、同口座にて當期へ繰越され居るが故、此取引は前期損益勘定の貸方繰越額が創業費・積立金・配當金に係る三勘定の貸方に振替となるなり。

二日 社員配當金壹千圓也を兩社員へ小切手にて拂渡す

- 三日 三重紡績會社より米棉花二萬斤當店買付勘定書勘定尻を銀行爲替にて受取り正金銀行へ當座預金となす 金六千四百拾五圓也
- 五日 大阪紡績會社へ次の通り掛にて賣渡す
 - 一、米棉花 參拾俵(五百斤入) 參拾八圓替 金五千七百圓也
- 七日 東京、柴田商店より第二組合勘定計算書到着す、當社利益配當額金參百四拾貳圓也、手取金は計算書と共に銀行送金爲替にて受取り正金銀行へ當座預金となす 金四千五百五拾八圓也
- 九日 當社、四日市沼野商店及京城水田商店の三名にて當座組合を組織し、沼野商店より水田商店へ綿布積送し組合販賣をなす、損益等分、各人出資額金貳千圓也、當社出資金は沼野商店に對する賣掛代金を以て充當し同賣掛金貳千圓の振替をなす (第三組合勘定)
- 十日 廣岡商店へ次の通り掛にて賣渡す
 - 一、上海棉花 四拾俵(百八十斤入) 貳拾六圓替 金壹千八百七拾貳圓也

十三日 大阪紡績會社より賣掛代金に對し次の通り受取る

一 住友銀行神戸支店宛小切手 金參千參百拾六圓也

一 去月廿五日附本月廿五日附太田商店振出大阪紡績會社裏書約束手形 金五千圓也

右小切手及手形は正金銀行へ預入れ小切手は當座勘定に振込み手形は取立を委託す

十五日 三井物産會社より次の通り掛にて買入る

一 上海棉花 貳百五拾袋(百八拾斤入) 貳拾貳圓替 金九千九百圓也

十七日 野澤商會へ買掛代金殘額金七千五百圓也小切手にて支拂ふ

十八日 三井物産會社へ去る十五日買入商品の内次の通り返還す

一 上海棉花 五拾袋 貳拾貳圓替 金壹千九百八拾圓也

大川商店に對する賣掛代金殘額金壹千四百〇五圓也は同店營業失敗の爲め爾來滞り居りたる處本日同店より今回營業閉鎖借金全部の返済不可能に付一部の免除を申出で來り不得止之を承諾し金壹千圓也

廿一日 三浦商店へ次の通り掛にて賣渡す
一 米棉花 參拾俵(五百斤入) 參拾七圓五拾錢替
を神戸銀行宛小切手にて受取り正金銀行へ當座預金となし貸倒額金四百五圓也は豫て設けある貸倒準備金にて填補す

廿三日 三井物産會社へ買掛代金七千九百貳拾圓也を小切手にて支拂ふ
金五千六百貳拾五圓也

廿五日 正金銀行より大阪商船株式會社々債券額面壹萬圓を擔保として金八千圓の借入をなし手取金同行當座勘定に振込む期限六十日、日歩參錢此利息金百四拾四圓也

註 此取引は借入金額を一旦當座勘定に受入れ利息を同勘定より支拂ひたるもの、如く現金出納帳の貸借双方に記入する事

同日 正金銀行より豫て同行へ取立を依頼し置きたる太田商店振出大阪紡績會社裏書約束手形金五千圓本日満期取立をなせし處不渡となりし旨通知あり因て直に支拂拒絕證書を作成し裏書人大阪紡績會社に對

し償還請求をなす、拒絶證書作成費其他の費用合計金六圓五拾錢也小切手にて支拂ふ

廿六日 野澤商會より次の通り掛にて買入る

一、印度棉花 百俵(三百斤入) 貳拾六圓替 金七千八百圓也

廿七日 淺野商店へ次の通り掛にて賣渡す

一、上海棉花 百貳拾俵(百八十斤入) 貳拾五圓替 金五千四百圓也

廿八日 淺野商店より前記賣渡商品の内次の通り返還し來る

一、上海棉花 貳拾俵 貳拾五圓替 金九百圓也

廿九日 京城、水田商店より第三組合勘定計算書到着す、當社利益配當額金貳百

五拾六圓也、手取金貳千貳百五拾六圓は四日市、沼野商店より送金し來る旨通知あり

註 賣掛金勘定は商品掛賣に基く債權を處理するものにして、茲に組合勘定の手取金に係る債權を同勘定にて處理するは正しからざるも、沼野商店は從來得意先の一人として同店に對する債權は此勘定に依り處理され居るが故、本取引に於ける同店への債權額も亦便宜上賣掛代金勘定にて處理し置くべし

三十日 大阪紡績會社より豫て同社へ償還請求をなし置きたる不渡手形の償

還を受け、右金額正金銀行へ當座預金となす

一、手形金額及償還請求費 金五千〇六圓五拾錢也

一、五日間法定利息 金四圓也

同日 倉庫會社へ本月分倉敷料金八拾五圓也小切手にて支拂ふ

同日 本月分給料金參百九拾六圓也小切手にて現金引出し支拂ふ

同日 用度係より本月分雜費支拂高金貳百四拾八圓也の報告あり、因て更に

同金額を小切手にて補給す

同日 本日決算を行ふ、棚卸次の通り

一、賣殘商品棚卸

上海棉花 百俵 貳拾貳圓替 金參千九百六拾圓也

印度棉花 百俵 貳拾六圓替 金七千八百圓也

一、有價證券の評價

第四例題決算表

勘定科目	試算表		棚卸表	損益勘定		貸借対照表	
	借方	貸方		借方	貸方	借方	貸方
森善藏資本金		25,000.00				25,000.00	
泉悦吉資本金		30,000.00				30,000.00	
當座預金	34,735.50	17,299.50			17,436.00		
小拂資金	300.00				300.00		
有價証券	19,600.00		19,600.00		19,600.00		
貸倒準備金	29,530.00	12,621.00			16,909.00		
受取手形	405.00	500.00	500.00	405.00		500.00	
不渡手形	5,000.00	5,000.00					
營業用建物	5,005.50	5,006.50					
營業用什器	9,950.00		9,900.00	50.00	9,900.00		
創業費	980.00		960.00	20.00	960.00		
保險料	87.00	87.00					
第二組合勘定	275.00		250.00	25.00	250.00		
第三組合勘定	4,558.00	4,558.00					
三井物産証券勘定	2,256.00	2,256.00					
買掛代金	6,145.00	6,145.00					
借入金	17,400.00	29,620.00				12,220.00	
前期損益	8,000.00					8,000.00	
積立金	1,487.00	1,672.00				185.00	
配當金		400.00				400.00	
棚卸勘定	1,000.00	1,000.00					
仕入勘定	12,156.00		11,760.00		11,760.00		
仕上勘定	17,700.00	1,980.00					
賣上勘定	900.00	18,597.00					
利息	144.00	4.00					
雜費	248.00			140.00			
倉敷料	85.00			248.00			
組合損益	396.00			85.00			
		598.00		396.00			
	170,344.00	170,344.00	42,970.00				
				810.00		810.00	
				2,179.00	2,179.00	77,115.00	77,115.00

純利益

(*純賣上高より賣上原價
を差引きたる賣上利益額)

第七編 記帳例題 第四例題

三三三

大阪商船會社々債券貳萬圓 九拾八圓替 金壹萬九千六百圓也

一、建物及什器の減價償却

建物に對し金五拾圓、什器に對し金貳拾圓の減價償却をなす

一、貸倒準備金

賣掛代金未收額に對し再び金五百圓也の貸倒準備を設く

註 貸倒準備金は前期殘額九拾五圓あるが故、五百圓準備額設定の爲めには四百〇五圓丈を當期損益より準備すれば足るなり

一、未經過費用

支拂保險料未經過分金貳百五拾圓也を當期損益計算より除外する

商業簿記教科書下卷畢

大正十二年

二月五日發行

印刷

大正十二年
臨時定價
金壹圓參拾八錢



商業簿記教科書上下全二冊
定價金九拾五錢

著者

發行者

右代表者

印刷者

吉田良三

株式會社同文館

東京市神田區表神保町二番地

綾部喜久二

東京市神田區雉子町三十四番地

發兌

大賣捌所

東京市神田區表神保町二番地
電話神田三〇八〇・三〇八一番
振替貯金口座東京一三五番

株式會社同文館

東京神田區 大阪西區 大阪北區 名古屋 川瀨書店 福岡・久留米
株式會社 大阪實文館 盛文館 屋古星野書店 菊竹書店
小澤書店

本館發行之教科書は常に多數の製本準備有之候間萬一賣捌店に賣切等の節は直接本館へ御注文願上候

宮縣 印刷所 本製
山縣 印刷所 本製

商學士吉田良三先生著書

會計監査

背皮角皮全一册 定價 金參圓六拾錢

工場會計

布裝釘全一册 定價 金參圓六拾錢

工業簿記

布裝釘全一册 定價 金貳圓五拾錢

近世簿記精義

布裝釘全一册 定價 金四圓貳拾錢

近世商業簿記

布裝全一册 大正十二年 臨時定價 金貳圓參拾錢

近世銀行簿記

洋裝全一册 大正十二年 臨時定價 金貳圓

銀行簿記教科書

洋裝全一册 大正十二年 臨時定價 金壹圓四拾五錢

第三版 簡易商業簿記教科書

洋裝全一册 大正十二年 臨時定價 金壹圓五錢

英文簿記教科書

洋裝全一册 大正十二年 臨時定價 金九拾五錢

工業簿記教科書

洋裝全一册 大正十二年 臨時定價 金壹圓貳拾錢

▲本館發行的教科書は常に多數の製本準備有之候間萬一賣捌店に賣切等の節は直接本館へ御注文願上候▼

東京神田株式會社 同文館發行

287
408

終